明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
一
○在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令（**外務**二）

〔告　示〕
二
○小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等（**金融庁・国土交通**一）
○東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（**総務**一七）
三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十八条第二項の規定に基づき届出された事項を公示する件（**同**一八）
○ニジェール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一一）
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（**同**一二）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三八～一四一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四二～一四九）
四
○肥料を登録した件（**同**一五〇）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一五、一六）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二）

〔国会事項〕
五
内閣　内閣府　法務省　農林水産省

〔人事異動〕
六
内閣　内閣府　法務省　農林水産省

〔叙位・叙勲〕
七
官庁事項

〔皇室事項〕
七
官庁事項

〔官庁報告〕
七
船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）
八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公　告〕
八
官庁
諸事項
九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
一〇
会社その他
押収物還付、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係

省令

○外務省令第二号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十六日

外務大臣　河野　太郎

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、アゼルバイジャン語、アルバニア語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、マケドニア語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトゥ語、アラビア語、ヘブライ語、クルド語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。	（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、アゼルバイジャン語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトゥ語、アラビア語、ヘブライ語、クルド語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。